

「経済財政運営と改革の基本方針2023」等について

第155回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 計画課

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」について・・・ 2
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」について・・・ 7
- 「規制改革実施計画」について・・・ 10
- デジタル社会の実現に向けた重点計画について・・・ 13

「経済財政運営と改革の基本方針2023」について

経済財政諮問会議について

【所掌事務】

- (1) 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
- (3) 上記(1)(2)について、内閣総理大臣等に意見を述べること
(内閣府設置法(平成11年法律第89号)より)

【議員名簿】

議長	岸田 文雄	内閣総理大臣
議員	松野 博一	内閣官房長官
同	後藤 茂之	内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 兼 経済再生担当大臣
同	松本 剛明	総務大臣
同	鈴木 俊一	財務大臣
同	西村 康稔	経済産業大臣
同	植田 和男	日本銀行総裁
同	十倉 雅和	住友化学株式会社 代表取締役会長
同	中空 麻奈	BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット総括本部副会長
同	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
同	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授



令和5年6月16日付けで内閣総理大臣から当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方について経済財政諮問会議に諮問がなされ、それに対する答申として「経済財政運営と改革の基本方針2023」を決定し、政府として閣議決定。

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的質上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

（多様な働き方の推進）

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間20時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休3日制度の普及等に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法⁴の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む。

⁴ 特定受託事業者に係る取引に適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

第2章 新しい資本主義の加速

4．包摂社会の実現

（女性活躍）

女性版骨太の方針2023⁹⁶に基づき、L字カーブの解消に資するよう、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて、プライム市場上場企業を対象とした女性役員に係る数値目標⁹⁷の設定やその達成を確保する仕組みの導入など女性登用の加速化、女性起業家の育成・支援等を進めるとともに、多様な正社員の普及促進や長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援等の多様で柔軟な働き方の推進、仕事と家庭の両立に向けた男性の育児休業取得の促進やベビーシッター・家事支援サービス利用の普及、男女間賃金格差の更なる開示の検討、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、非正規雇用労働者の正規化や処遇改善、女性デジタル人材の育成⁹⁸、地域のニーズに応じた取組の推進⁹⁹、就業支援や養育費の確保を含めたひとり親家庭支援など女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を強化する。IT分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性の割合向上に向け、女子中高生の同分野の学びや分野選択の促進など産学官連携で地域一体となった取組等を加速するとともに、大学の上位職への女性研究者登用を促進する取組を強化する。DV対策、性犯罪・性暴力対策¹⁰⁰、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律¹⁰¹の円滑な施行、**事業主健診の充実**、フェムテックの利活用やナショナルセンター機能の構築を含めた女性の健康支援、WPS¹⁰²等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する。

⁹⁶「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）。

⁹⁷2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める。2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを旨とする。

⁹⁸「女性デジタル人材育成プラン」（令和4年4月26日男女共同参画会議決定）の実行を含む。

⁹⁹独立行政法人国立女性教育会館について、男女共同参画センターへの支援機能の強化等に向け、2024年通常国会への関連法案の提出を目指す。

¹⁰⁰教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）及び改正児童福祉法に基づく対策を含む。

¹⁰¹令和4年法律第52号。

¹⁰²女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security）。2000年10月31日、国際連合安全保障理事会（安保理）は、国際紛争の予防・解決・平和構築・平和維持のあらゆるレベルにおいて女性を「積極的主体」として位置付けた女性・平和・安全保障に関する決議第1325号（S/RES/1325(2000)）を全会一致で採択している。

（関連する政府方針等）

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）（抄）

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（5）生涯にわたる健康への支援

事業主健診の充実等による女性の就業継続等の支援

女性の就業率が上昇する中、仕事と女性の健康課題等（月経関連症状、医学的に妊娠・出産に適した年齢など妊娠・出産に関すること、更年期症状等）との両立が課題となっている。

働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性特有のライフイベントに起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、健やかで充実した毎日を送り、安心して安全に働けるよう、**事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加するとともに、産業保健体制の充実を図る。**（略）

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

（安全衛生分科会に関する部分抜粋）

第4章 中長期の経済財政運営

2．持続可能な社会保障制度の構築

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

（略）

医療DX推進本部において策定した工程表²⁵⁴に基づき、医療DXの推進に向けた取組について必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現する。マイナンバーカードによるオンライン資格確認の用途拡大や正確なデータ登録の取組を進め、2024年秋に健康保険証を廃止する。レセプト・特定健診情報等に加え、介護保険、母子保健、予防接種、電子処方箋、電子カルテ等の医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」の創設及び電子カルテ情報の標準化等を進めるとともに、PHRとして本人が検査結果等を確認し、自らの健康づくりに活用できる仕組みを整備する。（略）

²⁵⁴ 「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）。

3．生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

（略）

持続可能な建設業の実現に向け、建設資材価格の変動への対応、建設キャリアアップシステムも活用した処遇改善、現場技能者への賃金支払の適正化、建設工事における安全管理の徹底等により、建設産業の賃上げ及び担い手の確保・育成を図る²⁷⁷。

（略）

²⁷⁷ 公的評価を支える不動産鑑定士の処遇改善についても検討。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・ フォローアップ」について

新しい資本主義実現会議について

【趣旨】

新しい資本主義実現本部の下、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、それに向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義会議を開催する。

（「新しい資本主義実現会議の開催について」（令和3年10月15日新しい資本主義実現本部決定）より）

【構成員名簿】

（議長）

岸田 文雄 内閣総理大臣

（副議長）

後藤 茂之 新しい資本主義担当大臣

松野 博一 内閣官房長官

（構成員）

財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

その他内閣総理大臣が指名する国務大臣

及び内閣総理大臣が指名する有識者

（有識者）

翁 百合

川邊 健太郎

小林 健

澤田 拓子

渋谷 健

諏訪 貴子

十倉 雅和

富山 和彦

平野 未来

松尾 豊

新浪 剛史

村上 由美子

米良 はるか

柳川 範之

芳野 友子

レベッカ・ヘンダーソン

株式会社日本総合研究所理事長

Zホールディングス株式会社代表取締役社長

日本商工会議所会頭

塩野義製薬株式会社取締役副社長兼ヘルスケア戦略本部長

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役

ダイヤ精機株式会社代表取締役社長

日本経済団体連合会会長

株式会社経営共創基盤グループ会長

株式会社シナモン代表取締役社長CEO

東京大学大学院工学系研究科教授

経済同友会代表幹事

MPower Partners GP, Limited. ゼネラル・パートナー

READYFOR 株式会社代表取締役CEO

東京大学大学院経済学研究科教授

日本労働組合総連合会会長

ハーバード大学ユニバーシティプロフェッサー

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定） 成長戦略等のフォローアップ（令和5年6月16日閣議決定）

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版）

・経済社会の多極化

1. デジタル田園都市国家構想の実現

（1）デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備・中山間地の生活環境改善

規制・制度の一括改革と実証事業の実施

デジタル臨時行政調査会において、（ ）目視規制、（ ）実地監査規制、（ ）定期検査・点検規制、（ ）常駐・専任規制、（ ）書面
掲示規制、（ ）対面講習規制、（ ）往訪閲覧・縦覧規制、の7項目のアナログ規制等について、集中的に改革を実施する。

見直し方針・工程表に基づき、既存の規制・制度をデジタル技術で代替可能か検証を要する規制（1,000件）について、早期に検証を行う。その結果も踏まえ、来春を目途に7項目のアナログ規制等に関する法令（1万条項）及び通知・通達等（2,500条項）について、法令改正等の見直しを実施する。また、行政手続等についてデジタル完結に向けた2025年度までの工程表を作成し、実施する。

（略）

「規制改革実施計画」について

規制改革推進会議について

【所掌事務】

- (1) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
- (2) (1)の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- (内閣府本府組織令（平成12年政令第245号（令和元年10月24日最終改正））より）

【委員名簿】

- (議長) 大槻 奈那 名古屋商科大学ビジネススクール 教授、ビクテ・ジャパン シニア・フェロー
- (議長代理) 武井 一浩 西村あさひ法律事務所 弁護士（パートナー）
- 岩下 直行 京都大学公共政策大学院教授
- 佐藤 主光 一橋大学経済学研究科教授
- 菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事
- 杉本 純子 日本大学法学部教授
- 中室 牧子 慶應義塾大学総合政策学部教授
- 御手洗 瑞子 株式会社気仙沼ニッティング代表取締役

令和元年10月31日付けで内閣総理大臣から経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関して規制改革推進会議に諮問がなされ、これに対する答申として「規制改革推進に関する答申～転換期におけるイノベーション・成長の起点～」を決定。これを踏まえ、令和5年6月16日に政府として「規制改革実施計画」を閣議決定。

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

II 実施事項

3. 個別分野の取組

< 医療・介護・感染症対策分野 >

（4）働き方の変化への対応・運営の合理化

法定健康診断項目の合理化等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	法定健康診断項目の合理化等	<p>a 厚生労働省は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき労働者の健康の保持増進のための措置として事業者が労働者に対して行うこととされている定期健康診断（以下「事業主健診」という。）について、各検査項目は最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、項目単独又は他の項目と併せて就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものとして妥当性のある検査項目を設定する必要があると考えられることから、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、結論を得る。</p> <p>b 厚生労働省は、事業主健診の結果に基づき実施する就業上の措置及び保健指導（以下「事後措置」という。）について、小規模の事業場を中心にその実施が低調であるとの指摘があることを踏まえ、産業医の選任義務のない小規模事業場等の事業者による健診の結果を踏まえた適切な事後措置の推進のため、異常所見者については、医師等から意見を聴取し当該意見を勘案して就業上の措置を講ずること又は保健指導の実施に努める必要があることを周知徹底する。</p>	<p>a：令和5年度検討開始、令和6年度結論</p> <p>b：令和5年度上期措置</p>	厚生労働省

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」について

デジタル社会推進会議について

【所掌事務】

- (1) デジタル社会の形成のための施策の実施を推進すること。
- (2) デジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
(デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)より)

【議員】

(議長)

岸田 文雄 内閣総理大臣

(副議長)

松野 博一 内閣官房長官
河野 太郎 デジタル大臣

(議員)

- ・ 議長及び副議長以外の全ての国務大臣
- ・ 内閣官房副長官、デジタル副大臣若しくは関係府省の副大臣、デジタル大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略

第3-1 戦略として取り組む政策群

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

（1）デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

アナログ規制の点検・見直し

2022年（令和4年）12月末に、アナログ規制約1万条項（目視：2,927、実地監査：74、定期検査・点検：1,034、常駐・専任：1,062、書面掲示：772、対面講習：217、往訪閲覧・縦覧：1,446、FD等記録媒体：2,095、その他規制：42）に関する「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を確定した。規制所管府省庁において当該工程表に沿った規制の見直しを行い、2024年（令和6年）6月までを目途にアナログ規制を一掃していく。

告示、通知及び通達については、点検対象としてリストアップした2,536条項について、2023年（令和5年）5月に確定した見直し方針や見直し完了時期に沿って、規制所管府省庁において規制の見直しを行う。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略

第3-2 各分野における基本的な施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

（3）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組

（略）

第六に、国家資格のオンライン・デジタル化の取組（別途記載）を進めるとともに、技能士資格情報や、**技能講習修了証明書**、建設キャリアアップカードなど、国が提供する身分や資格証明サービス等のマイナンバーカード・マイナポータルを活用したオンライン・デジタル化に更に徹底して取り組む。

（略）

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略

第3-2 各分野における基本的な施策

2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

（2）準公共分野のデジタル化の推進

健康・医療・介護

ア 医療DX、データヘルス改革の推進

（略）

・マイナポータルを活用した自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みについて、健診・検診情報については事業主健診（40歳未満）⁵⁷（2023年度（令和5年度）～）、学校健診（2024年度（令和6年度）～）等に対象となる情報を拡大するため、システム改修等の必要な対応を行う。

（略）

⁵⁷ 特定健診結果として保険者に提供された40歳以上の事業主健診の結果は、2021年（令和3年）10月から、マイナポータルを用いた本人閲覧が可能となっている。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

（別冊：オンライン化を実施する行政手続の一覧等）

オンライン化を実施する行政手続等

2．国家資格証のデジタル化

（1）オンライン化対象手続（抄）

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
作業環境測定士の登録申請	作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第9条第1項	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	49644
作業環境測定士試験の受験申請	同法第14条	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	-
労働安全衛生法に基づく免許証の申請手続	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第74条の2	申請等	国民等	国	50230
労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続	同法第75条第5項	申請等	国民等	独立行政法人等	50222
労働安全コンサルタント試験の受験申請	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年省令第3号）第7条	申請等	国民等	国	50205
労働衛生コンサルタント試験の受験申請	同規則第15条	申請等	国民等	国	50237
指定登録機関に対する労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録の申請	同規則第20条の3	申請等	国民等	国又は独立行政法人等	49737

（2）取組内容

（1）に記載した121手続については、現状、主に書面で行われているが、2023年度（令和5年度）までに、国家資格等管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、2024年度（令和6年度）以降、可能なものから順次オンライン化を開始する。さらに、住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバーによる情報連携等により、住民票の写しや戸籍謄本等、手続における添付書類の省略を実現する。また、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナポータル機能等によりマイナンバーカードの電子証明書等を活用して証明、提示できるようにすることで、国家資格証の提示等を求める行政・民間手続において、オンラインでの資格の確認が可能となる。

KPI

国家資格等情報連携・活用システム上の資格登録者数(2023年度（令和5年度）までに設定)

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

（別冊：オンライン化を実施する行政手続の一覧等）

更なる利便性の向上を図る行政手続等

72. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上

（1）取組内容

労働安全衛生法の関連手続について

労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）（手続ID:50263）等の電子申請について、電子署名不要設定（2021年度（令和3年度）実施済）、届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムの改修（今後、当該システムから直接電子申請できるように改修する予定（2023年度（令和5年度）中目途））等を実施する。

KPI

オンラインによる申請等の割合： 20%（2026年度（令和8年度）末）

（参考）年間10万件以上の手続を含む事業についてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行うこととされている（「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」）。

<年間手続件数が10万件以上の行政手続（労働安全衛生法関係）>

労働者死傷病報告（目標：令和8年度末までにオンライン利用率20%、実績：令和元年0.73%、令和2年1.11%、令和3年2.24%、令和4年4.32%）

一般定期健康診断報告書（目標：令和8年度末までにオンライン利用率20%、実績：令和元年0.26%、令和2年0.82%、令和3年5.68%、令和4年8.19%）

（上記・の手続のオンライン申請率向上に係る取組）

- ・「全国安全週間（7月）」、「職場の健康診断実施強化月間（9月）」等を活用した、リーフレット等を用いた事業者への周知や厚生労働省HPによる周知。
- ・申請手続きにおける電子署名の廃止（令和3年10月実施）
- ・届出・申請等帳票印刷に係る入力支援システムのシステム改修によるe-Govとの連携（令和5年度中目途）
- ・電子申請の原則義務化（省令改正実施予定（令和7年1月1日施行予定））。

電子申請によることが困難な場合における紙媒体での報告については経過措置として規定

労働安全衛生法に基づく免許の受験手続き（目標：令和7年度末までにオンライン利用率25%、現状は0%（オンライン申請システム未整備のため））

（取組）令和5年度を目処にオンライン申請システムの開発を進め、令和6年度以降にシステム稼働を目指す。（（公財）安全衛生技術試験協会にて対応。）

（厚労省HP：取組計画の掲載先）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/kihonkeikaku.html>